

～ ご利用料金表 ～

＜ 令和3年4月現在 ＞

* 介護保険の自己負担割合が 1 割の方(要介護)

	負担段階	基本サービス 単位数	加算分 単位数	利用者負担分 [A]	食 費 ①	居住費 ②	おやつ代 ③	合計 [B] ①+②+③	日 額 [A + B]
要介護 1	第1段階	696	※1 参照	849	300	820	100	1,220	2,069
	第2段階				390	820		1,310	2,159
	第3段階				650	1,310		2,060	2,909
	第4段階				1,500	2,300		3,900	4,749
要介護 2	第1段階	764	※1 参照	929	300	820	100	1,220	2,149
	第2段階				390	820		1,310	2,239
	第3段階				650	1,310		2,060	2,989
	第4段階				1,500	2,300		3,900	4,829
要介護 3	第1段階	838	※1 参照	1,015	300	820	100	1,220	2,235
	第2段階				390	820		1,310	2,325
	第3段階				650	1,310		2,060	3,075
	第4段階				1,500	2,300		3,900	4,915
要介護 4	第1段階	908	※1 参照	1,097	300	820	100	1,220	2,317
	第2段階				390	820		1,310	2,407
	第3段階				650	1,310		2,060	3,157
	第4段階				1,500	2,300		3,900	4,997
要介護 5	第1段階	976	※1 参照	1,176	300	820	100	1,220	2,396
	第2段階				390	820		1,310	2,486
	第3段階				650	1,310		2,060	3,236
	第4段階				1,500	2,300		3,900	5,076

[A] … 金額は単位数×地域区分単価(栗東市=10.55円)で算出しています。
計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります。

※1 加算対象となる項目 (注:算定要件に該当しなくなった場合は、対象とならない月が発生します)

加算項目	単位数	加 算 内 容
看護体制加算Ⅱ	8/日	Iの要件に加えプラス1名以上常勤の看護師を配置し、かつ協力病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合
夜勤職員配置加算	18/日	基準を上回る夜勤職員配置をしている場合(要支援利用者は除く)
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6/日	看護・介護職員総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	2.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

□ 該当する場合にのみ加算対象となる項目

加算項目	単位数	加 算 内 容
送迎加算	184/片道	個人宅より、送迎サービスをご利用になられた場合
療養食加算	6/回	医師の発行する食事線に基づき適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合

医療連携強化加算	58/日	重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合
緊急短期入所受入加算	90/日	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより、在宅での生活が困難になった者の緊急受入れをした場合に算定されます。またその際には、在宅生活が困難であると医師が判断した者に限ります
若年性認知症利用者受入加算	120/日	現在若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
個別機能訓練加算	56/日	個別機能訓練計画が作成され、計画に基づき機能訓練を行った場合

※介護保険の自己負担割合が1割の方(要支援)

	負担段階	基本サービス 単位数	加算分 単位数	利用者負担分 [A]	食費 ①	居住費 ②	おやつ代 ③	合計[B] ①+②+③	日額 [A+B]
要支援1	第1段階	523	※1参照	617	300	820	100	1,220	1,837
	第2段階				390	820		1,310	1,927
	第3段階				650	1,310		2,060	2,677
	第4段階				1,500	2,300		3,900	4,517
要支援2	第1段階	649	※1参照	764	300	820	100	1,220	1,984
	第2段階				390	820		1,310	2,074
	第3段階				650	1,310		2,060	2,824
	第4段階				1,500	2,300		3,900	4,664

[A]…金額は単位数×地域区分単価(栗東市=10.55円)で算出しています。
計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります。

※1 加算対象となる項目

加算項目	単位数	加算内容
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6/日	看護・介護職員総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

□ 該当する場合にのみ加算対象となる項目

加算項目	単位数	加算内容
送迎加算	184/片道	個人宅より、送迎サービスをご利用になられた場合
療養食加算	6/回	医師の発行する食事線に基づき適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより、在宅での生活が困難になった者の緊急受入れをした場合に算定されます。またその際には、在宅生活が困難であると医師が判断した者に限ります
若年性認知症利用者受入加算	120/日	現在若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
個別機能訓練加算	56/日	個別機能訓練計画が作成され、計画に基づき機能訓練を行った場合

■ その他利用料金(要介護・要支援共通)

項 目	金 額	内 容
電化製品持込料	1台につき1日 30円	ご利用者の個人の電化製品を持ち込まれた場合
テレビ使用料	1日 50円	居室のテレビを個人的に利用された場合
理美容代	実費	第1・3木曜日に訪問サービスにより実施
複写物の交付	1枚 10円	複写(コピー)が必要な場合

*新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 (2021年4月1日~2021年9月末)
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として2021年4月から同年9月末までの間、
基本報酬に0.1%を乗じた額が上乘せされます。

～ ご利用料金表 ～

＜令和3年4月現在＞

*介護保険の自己負担割合が2割の方(要介護)

	負担段階	基本サービス 単位数	加算分 単位数	利用者負担分 [A]	食費 ①	居住費 ②	おやつ代 ③	合計[B] ①+②+③	日額 [A+B]
要介護 1	第1段階	696	※1 参照	1,698	300	820	100	1,220	2,918
	第2段階				390	820		1,310	3,008
	第3段階				650	1,310		2,060	3,758
	第4段階				1,500	2,300		3,900	5,598
要介護 2	第1段階	764	※1 参照	1,858	300	820	100	1,220	3,078
	第2段階				390	820		1,310	3,168
	第3段階				650	1,310		2,060	3,918
	第4段階				1,500	2,300		3,900	5,758
要介護 3	第1段階	838	※1 参照	2,030	300	820	100	1,220	3,250
	第2段階				390	820		1,310	3,340
	第3段階				650	1,310		2,060	4,090
	第4段階				1,500	2,300		3,900	5,930
要介護 4	第1段階	908	※1 参照	2,194	300	820	100	1,220	3,414
	第2段階				390	820		1,310	3,504
	第3段階				650	1,310		2,060	4,254
	第4段階				1,500	2,300		3,900	6,094
要介護 5	第1段階	976	※1 参照	2,352	300	820	100	1,220	3,572
	第2段階				390	820		1,310	3,662
	第3段階				650	1,310		2,060	4,412
	第4段階				1,500	2,300		3,900	6,252

[A] … 金額は単位数×地域区分単価(栗東市=10.55円)で算出しています。
計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります。

※1 加算対象となる項目 (注:算定要件に該当しなくなった場合は、対象とならない月が発生します)

加算項目	単位数	加算内容
看護体制加算Ⅱ	8/日	Iの要件に加えプラス1名以上常勤の看護師を配置し、かつ協力病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合
夜勤職員配置加算	18/日	基準を上回る夜勤職員配置をしている場合(要支援利用者は除く)
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6/日	看護・介護職員総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	2.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

□ 該当する場合にのみ加算対象となる項目

加算項目	単位数	加算内容
送迎加算	184/片道	個人宅より、送迎サービスをご利用になられた場合
療養食加算	6/回	医師の発行する食事線に基づき適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合

医療連携強化加算	58/日	重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合
緊急短期入所受入加算	90/日	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより、在宅での生活が困難になった者の緊急受入れをした場合に算定されます。またその際には、在宅生活が困難であると医師が判断した者に限ります
若年性認知症利用者受入加算	120/日	現在若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
個別機能訓練加算	56/日	個別機能訓練計画が作成され、計画に基づき機能訓練を行った場合

※介護保険の自己負担割合が2割の方(要支援)

	負担段階	基本サービス 単位数	加算分 単位数	利用者負担分 [A]	食費 ①	居住費 ②	おやつ代 ③	合計[B] ①+②+③	日額 [A+B]
要支援1	第1段階	523	※1参照	1,234	300	820	100	1,220	2,454
	第2段階				390	820		1,310	2,544
	第3段階				650	1,310		2,060	3,294
	第4段階				1,500	2,300		3,900	5,134
要支援2	第1段階	649	※1参照	1,528	300	820	100	1,220	2,748
	第2段階				390	820		1,310	2,838
	第3段階				650	1,310		2,060	3,588
	第4段階				1,500	2,300		3,900	5,428

[A]…金額は単位数×地域区分単価(栗東市=10.33円)で算出しています。
計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります。

※1 加算対象となる項目

加算項目	単位数	加算内容
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6/日	看護・介護職員総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

□ 該当する場合にのみ加算対象となる項目

加算項目	単位数	加算内容
送迎加算	184/片道	個人宅より、送迎サービスをご利用になられた場合
療養食加算	6/回	医師の発行する食事線に基づき適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより、在宅での生活が困難になった者の緊急受入れをした場合に算定されます。またその際には、在宅生活が困難であると医師が判断した者に限ります
若年性認知症利用者受入加算	120/日	現在若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
個別機能訓練加算	56/日	個別機能訓練計画が作成され、計画に基づき機能訓練を行った場合

■ その他利用料金(要介護・要支援共通)

項 目	金 額	内 容
電化製品持込料	1台につき1日 30円	ご利用者の個人の電化製品を持ち込まれた場合
テレビ使用料	1日 50円	居室のテレビを個人的に利用された場合
理美容代	実費	第1・3木曜日に訪問サービスにより実施
複写物の交付	1枚 10円	複写(コピー)が必要な場合

* 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 (2021年4月1日～2021年9月末)
 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として2021年4月から同年9月末までの間、基本報酬に0.1%を乗じた額が上乗せさ

～ ご利用料金表 ～

＜令和3年4月現在＞

*介護保険の自己負担割合が3割の方(要介護)

	負担段階	基本サービス 単位数	加算分 単位数	利用者負担分 [A]	食費 ①	居住費 ②	おやつ代 ③	合計[B] ①+②+③	日額 [A+B]
要介護 1	第1段階	696	※1 参照	2,547	300	820	100	1,220	3,767
	第2段階				390	820		1,310	3,857
	第3段階				650	1,310		2,060	4,607
	第4段階				1,500	2,300		3,900	6,447
要介護 2	第1段階	764	※1 参照	2,787	300	820	100	1,220	4,007
	第2段階				390	820		1,310	4,097
	第3段階				650	1,310		2,060	4,847
	第4段階				1,500	2,300		3,900	6,687
要介護 3	第1段階	838	※1 参照	3,045	300	820	100	1,220	4,265
	第2段階				390	820		1,310	4,355
	第3段階				650	1,310		2,060	5,105
	第4段階				1,500	2,300		3,900	6,945
要介護 4	第1段階	908	※1 参照	3,291	300	820	100	1,220	4,511
	第2段階				390	820		1,310	4,601
	第3段階				650	1,310		2,060	5,351
	第4段階				1,500	2,300		3,900	7,191
要介護 5	第1段階	976	※1 参照	3,528	300	820	100	1,220	4,748
	第2段階				390	820		1,310	4,838
	第3段階				650	1,310		2,060	5,588
	第4段階				1,500	2,300		3,900	7,428

[A] … 金額は単位数×地域区分単価(栗東市=10.55円)で算出しています。
計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります。

※1 加算対象となる項目 (注:算定要件に該当しなくなった場合は、対象とならない月が発生します)

加算項目	単位数	加算内容
看護体制加算Ⅱ	8/日	Iの要件に加えプラス1名以上常勤の看護師を配置し、かつ協力病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合
夜勤職員配置加算	18/日	基準を上回る夜勤職員配置をしている場合(要支援利用者は除く)
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6/日	看護・介護職員総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	2.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

□ 該当する場合にのみ加算対象となる項目

加算項目	単位数	加算内容
送迎加算	184/片道	個人宅より、送迎サービスをご利用になられた場合
療養食加算	6/回	医師の発行する食事線に基づき適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合

医療連携強化加算	58/日	重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合
緊急短期入所受入加算	90/日	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより、在宅での生活が困難になった者の緊急受入れをした場合に算定されます。またその際には、在宅生活が困難であると医師が判断した者に限ります
若年性認知症利用者受入加算	120/日	現在若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
個別機能訓練加算	56/日	個別機能訓練計画が作成され、計画に基づき機能訓練を行った場合

※介護保険の自己負担割合が3割の方(要支援)

	負担段階	基本サービス 単位数	加算分 単位数	利用者負担分 [A]	食費 ①	居住費 ②	おやつ代 ③	合計[B] ①+②+③	日額 [A+B]
要支援1	第1段階	523	※1参照	1,851	300	820	100	1,220	3,071
	第2段階				390	820		1,310	3,161
	第3段階				650	1,310		2,060	3,911
	第4段階				1,500	2,300		3,900	5,751
要支援2	第1段階	649	※1参照	2,292	300	820	100	1,220	3,512
	第2段階				390	820		1,310	3,602
	第3段階				650	1,310		2,060	4,352
	第4段階				1,500	2,300		3,900	6,192

[A]…金額は単位数×地域区分単価(栗東市=10.55円)で算出しています。
計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります。

※1 加算対象となる項目

加算項目	単位数	加算内容
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6/日	看護・介護職員総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.3%	1か月の利用総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

□ 該当する場合にのみ加算対象となる項目

加算項目	単位数	加算内容
送迎加算	184/片道	個人宅より、送迎サービスをご利用になられた場合
療養食加算	6/回	医師の発行する食事線に基づき適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより、在宅での生活が困難になった者の緊急受入れをした場合に算定されます。またその際には、在宅生活が困難であると医師が判断した者に限ります
若年性認知症利用者受入加算	120/日	現在若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
個別機能訓練加算	56/日	個別機能訓練計画が作成され、計画に基づき機能訓練を行った場合

■ その他利用料金(要介護・要支援共通)

項 目	金 額	内 容
電化製品持込料	1台につき1日 30円	ご利用者の個人の電化製品を持ち込まれた場合
テレビ使用料	1日 50円	居室のテレビを個人的に利用された場合
理美容代	実費	第1・3木曜日に訪問サービスにより実施
複写物の交付	1枚 10円	複写(コピー)が必要な場合

* 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 (2021年4月1日～2021年9月末)
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として2021年4月から同年9月末までの間、基本報酬に0.1%を乗じた額が上乗せさ